

答申 情第46号

平成29年10月25日

相模原市長 加山俊夫 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

公文書非公開（不存在）決定処分に関する諮問について（答申）

平成29年2月9日付けFNo. 0・4・5により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以上

1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年1月5日付け職員第10号により相模原市長（以下「実施機関」という。）が行った非公開（不存在）決定（以下「本件処分」という。）については、妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 平成28年12月25日付けで、審査請求人は、相模原市情報公開条例（平成12年相模原市条例第39号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「2017年3月末で退職する職員全員の各自の退職金を含むすべての生涯給与の総額」について、公文書の公開請求を行った。
- (2) 実施機関は、職員の生涯給与の総額については、算出していないためとして、平成29年1月5日付けで本件処分を行い、審査請求人に公文書非公開（不存在）決定通知書を送付した。
- (3) 平成29年1月10日付けで、審査請求人は、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求を行ったので、実施機関は、同年2月9日、当審査会に対し条例第17条の規定に基づき諮問を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求の理由は、審査請求書及び反論書の記載並びに審査会での意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

職員の生涯給与の総額については、算出していないためとのことだが以前情報公開で職員課より資料は出ている。なぜ隠蔽するのか。

算出しないでドンドン職員を採用して将来給与を払えるのか。

毎年各職員は源泉徴収票を作成しており毎年いくら給与が支払われているかは計算機には記録されている。この表を勤務期間に合わせ集計すれば簡単に作成できる。退職金も計算式が公表されているので簡単に計算できるであろう。

4 実施機関による説明の要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 職員給与については、相模原市一般職の給与に関する条例（昭和26年相模原市条例第11号。以下「給与条例」という。）の規定に基づき支給している。給与支給に当たり、同条例施行規則（昭和27年相模原市規則第2号。以下「給与規則」という。）の規定に基づき、職員ごとに職員給与台帳を毎年作成、管理しており、文書保存期間は7年である（公文書科目表）。
職員給与台帳は、職員総合情報システムにおいて電子データ管理をして

いるところであるが、各職員の給与支給額は複数年にわたっては積算しておらず、生涯給与を集計した公文書は作成していないことから、本件処分を行ったものである。

なお、本件審査請求を受けて、改めて確認したが、対象となる公文書は存在しなかった。

- (2) 以前、情報公開請求により資料が出ている旨の審査請求人の主張については、市職員の生涯賃金に関する問合せを受け、その当時の給与水準等を基とする試算結果を回答したものであり、当時においても、生涯給与を集計した公文書は存在していない。

また、算出せずに、将来、職員給与を払えるのかとの審査請求人の主張については、市の財政見通しは、各年度における人件費の見込額により推計しており、職員の生涯給与額は必要としていない。

さらに、毎年いくら給与が支払われているかは計算機には記録されている旨の審査請求人の主張については、源泉徴収簿についても、文書保存期間は7年であり、職員在職中の記録を全て保存するものではない。

5 審査会の判断

- (1) 本件申立文書について

本件申立文書は、2017年(平成29年)3月末で退職する職員全員の生涯給与の総額が記載された文書である。

- (2) 本件申立文書の不存在について

実施機関は、本件申立文書について、各職員の生涯給与の総額は算出していないため存在しないと説明している。

職員の給与は条例で定める旨の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、一般職の職員給与については、給与条例で定められている。そして、給与規則では、職員に支給された全ての給与を記録するため、職員給与台帳の作成、管理について、また、職員ごとに毎年作成し、5年間保存することが定められている(給与規則第3条)。

職員給与台帳は、実施機関では、職員総合情報システムにおける電子データとして管理している。

なお、源泉徴収簿については、所得税等の時効の関係から文書保存期間として7年が必要とされていることから、相模原市公文書管理規則(平成26年相模原市規則第27号)第9条の規定に基づく公文書科目表において、給与台帳と合わせ、職員源泉徴収簿兼賃金台帳として、公文書保存期間が7年と定められているところである。

このため、原則として所定の期間を経過した職員源泉徴収簿兼賃金台帳

に係る情報は、保存していないとのことである。

また、当審査会において、職員給与台帳（様式）を見分したところ、職員給与台帳は職員ごとに作成され、支給する年月及び計算期間ごとに給料額や各種手当額、各種控除額、税額等が記載されるものであるが、過去において支給された額等が記載される項目は認められず、職員給与台帳から、職員の生涯給与の総額を求めることはできないものであった。

さらに、審査請求人が求める退職金すなわち退職手当については、本件公開請求の時点において、将来の到来することとなる退職日が指定されており、該当する情報が存在しないことは明らかである。

したがって、本件申立文書は存在しないとの実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点は認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が行った非公開（不存在）決定については、妥当であると判断する。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 2月 9日	実施機関からの諮問
9月 6日	審議 実施機関からの意見聴取
9月28日	審議 審査請求人の意見陳述

第1部会委員 白井 雅子
岩崎 忠
伊藤 信吾